

法務省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		各府省からの第1次回答	
														見解	補足資料
29	B	地方に対する規制緩和	その他	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求め、 【制度改正の必要性】 地方公共団体が、登記情報提供サービスの利用をより積極的に行うことが出来ることで、住民サービスの向上を図ること。 【具体的な支障事例】 登記手数料及び協会手数料の支払義務が生じると、地方公共団体による登記情報提供サービスの利用の積極的な選択を抑制する原因となっており、結果として登記情報を簡易かつ迅速に利用する選択が出来なくなっている。(緊急の対応を要する場面も多々ある一方、法務局の支局統合や市町村合併等により公的機関同士が遠距離になることもあり、対応に苦慮している。)固定資産税に係る特定の納税者からの問い合わせ対応等に、登記情報の確認が必要となる。地方公共団体が登記情報提供サービスを利用する場合には、手数料負担が当該地方公共団体の住民等の負担に帰せられることとなる。 【制度改正による懸念点】 特段想定されなし。	現行制度では、登記事項証明書等の公用請求が手数料の納付を要しない(登記手数料令第19条)のに対して、登記情報提供サービスの利用の場合には地方公共団体の職員による職務上の利用であっても指定法人を介した登記手数料の支払及び指定法人への協会手数料の支払義務が生じる。地方公共団体の職員による公用の請求又は利用が、いずれも公益性を帯びるものであり、(登記情報提供サービスの場合には指定法人を介すとは)官公庁が相互に協力関係にあることを踏まると、本質的には両者に手数料負担の考え方について差はないものと思われるため、登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求め、 【制度改正の必要性】 地方公共団体が、登記情報提供サービスの利用をより積極的に行うことが出来ることで、住民サービスの向上を図ること。 【具体的な支障事例】 登記手数料及び協会手数料の支払義務が生じると、地方公共団体による登記情報提供サービスの利用の積極的な選択を抑制する原因となっており、結果として登記情報を簡易かつ迅速に利用する選択が出来なくなっている。(緊急の対応を要する場面も多々ある一方、法務局の支局統合や市町村合併等により公的機関同士が遠距離になることもあり、対応に苦慮している。)固定資産税に係る特定の納税者からの問い合わせ対応等に、登記情報の確認が必要となる。地方公共団体が登記情報提供サービスを利用する場合には、手数料負担が当該地方公共団体の住民等の負担に帰せられることとなる。 【制度改正による懸念点】 特段想定されなし。	登記情報を簡易かつ迅速に確認できる事によって、固定資産税に係る納税者からの問い合わせ等に対し早急に対応する事ができる。また課税情報と登記情報の差異が疑われた際にも早急に登記情報を確認することができれば、固定資産税の一番適正な課税が図られる。加えて、法務局への移動時間や公用請求に係る地方自治体の事務負担軽減も図られる。	登記情報提供サービス 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	法務省	佐伯市	旭川市、八戸市、滝沢市、ひたちなか市、平田市、平塚市、新潟市、三原市、胎内市、岐阜県、浜松市、鳥田市、豊田市、城陽市、八尾市、芦屋市、倉敷市、広島県、徳島市、高松市、大分市、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市	○提案団体所在県内市町村と同様、登記事項証明書等の公用請求は、手数料の観点から登記情報提供サービスを介せず、申請書により直接公用請求しくは郵便申請を行っている現状である。申請にかかる時間的ロス及び事務的経費の削減、固定資産税課税情報の迅速な確認や、建設関係課等においては事業計画の策定や用地補償等の進捗にも寄与する。 ○本市では、土地建物の登記情報の確認のため、法務局への登記事項証明書等の公用申請業務を昨年度約3,800件行っている。また、窓口では固定資産税の納税義務又はその相続人から資産の登記変更手続に関する相談を受けることがあり、登記情報の迅速な入手は相談対応の円滑化に有効と考えられる。 ○固定資産税に係る納税者(市民など)からの問い合わせのあった際、登記情報の確認に急を要する場合、登記情報提供サービスを利用すると手数料が発生し、本市の支出が増え、市の財政を圧迫している。本市では、法務局の統合により、最寄りの法務局が遠距離になったことで、登記事項証明書等の公用請求をする際、通常業務の時間が割かれ、また燃料費もかさみ、通常業務の質の低下及び市の支出が増大している。 ○建築基準法の道路に係る住民等からの照会等に対応するため、土地・建物の登記情報を早急に調査する必要性が生じ、登記事項証明書等の公用請求を行う機会が多く、今後は空き家対策に関する所有者の確認業務も増加するため、登記情報の調査件数は増えていくと見込んでいる。現在は調査の必要性が生じる度に法務局へ登記事項証明書等の公用請求に赴くため、事務の効率性の観点からも問題がある。 ○所有権移転登記等の情報を登記所から入手できていない場合において、登録申請書の確認が確認できず「証明発行までに時間がかかる。相続登記未了の相続人から「〇月までに相続登記を行う」旨述べられた案件について、当該時期に登記をしたのか否かを郵送による公用照会を確認しているが、なお、登記未了の場合は複数回同様に申請しなければならず、時間と手間がかかる。相続登記未了と確認し、当該物件の登記名義人の相続関係を確認した上で法定相続人に対し課税通知をしたところ、相続登記完了しており相続登記名義人から相続資産情報を受領したとして損害賠償請求を起こされた。 ○登記情報は固定資産税賦課の基礎となる極めて重要な情報であり、登記所は登記の一定の異動があった際には、市町村に対して10日以内に通知を行う義務が課せられているところである。(地方税法第382条)しかしながら、過去に登記所からの通知に遅延があったケースもあり、また、市町村境に跨って存する建物の登記についてはいずれかの市町村へのみの通知しか行われず、10日を待たずして最新の登記情報を把握すべき事情が生じることがある等、当該通知のみによって固定資産税賦課事務を行うことはできず、登記簿等との照合を行う必要が生じることが多く、登記情報提供サービスは、市町村が固定資産税賦課事務において利用する場合であっても有償であることから、市町村職員は無償で公用請求可能な登記所窓口へ出向く必要がある。本市においては管轄法務局が市内になく、また、大量の請求等を行う機会も多いことから、市町村職員、法務局職員双方にとって無駄な事務となっており、その負担も大きい。 ○地震災害により大規模斜面崩落による道路の通行止めが続いており、本市支局から法務局支局までカーブが連続する峠越えの迂回路を利用して登記事項証明書等の公用請求・受領を余儀なくされ、震災による土木事業増による登記関係業務が増大しているため職員の負担が大きいところであり、オンラインでの公用無料請求が望まれる。	「登記情報提供サービス」は、オンラインシステムがすでに構築済みであることから、各自体が積極的にサービスを利用するために支障となるのは、登記手数料の支払及び指定法人への協会手数料の支払義務の部分のみであると考えている。 しかし、いただいた回答では、無料化について今後どう検討されるのか、実現の時期はいつになるのか、などについて具体的な説明がない。多数の自治体が支障案件として早急な解消を求めている中、今後の方向性を明確に示してもらいたい。			
184	B	地方に対する規制緩和	その他	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けの見直し 【制度改正の経緯】 法務省は人権啓発活動地方委託事業について、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」について(平成29年12月20日閣議決定)において「今後引き続き、(略)地方公共団体の要望を聴取していきたいと考えている」こと等について、見解を示した。これを受けて全国知事会は、平成26年3月14日付けで、「現状では、(略)謝金や資料作成数の基準が示されており、弾力的な適用ができます。支障となっていることを再意見しているが、今日まで見直しはなされていない」。 【制度改正の必要性】 地方自治体が、弾力的な事業実施を図ることを可能とすること。 例えば講演等謝金については、他府省において受託団体が定めている規定を根拠に支給する場合の手続きを留めている事業例もあるため、これに準じて改正することは可能と思われる。 【具体的な支障事例】 講演等謝金支払基準が一般的な基準額を大幅に下回っており、招へい可能な講師が限定されているほか、講師のタウナー代が認められないなど経費の使途等に細かな制限が設定されている。 加えて、講演会等の開催通知資料の作成数に係る基準が極めて低く、十分な周知が出来ない。	人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みであるが、現行制度における枠付けが地方自治体による「地域の実情を反映した独自性を活かした啓発活動」の支障となっているため、見直しを求め、 【制度改正の経緯】 法務省は人権啓発活動地方委託事業について、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」について(平成29年12月20日閣議決定)において「今後引き続き、(略)地方公共団体の要望を聴取していきたいと考えている」こと等について、見解を示した。これを受けて全国知事会は、平成26年3月14日付けで、「現状では、(略)謝金や資料作成数の基準が示されており、弾力的な適用ができます。支障となっていることを再意見しているが、今日まで見直しはなされていない」。 【制度改正の必要性】 地方自治体が、弾力的な事業実施を図ることを可能とすること。 例えば講演等謝金については、他府省において受託団体が定めている規定を根拠に支給する場合の手続きを留めている事業例もあるため、これに準じて改正することは可能と思われる。 【具体的な支障事例】 講演等謝金支払基準が一般的な基準額を大幅に下回っており、招へい可能な講師が限定されているほか、講師のタウナー代が認められないなど経費の使途等に細かな制限が設定されている。 加えて、講演会等の開催通知資料の作成数に係る基準が極めて低く、十分な周知が出来ない。	地方自治体が弾力的な事業実施を図ることができ、より一層「地域の実情を反映した独自性を活かした啓発活動」の実施が図られる。	人権啓発活動地方委託要綱及び運用基準	法務省	岐阜県	酒田市、福島県、いわき市、埼玉県、市川市、神奈川県、川崎市、新潟県、静岡県、春日井市、京都市、兵庫県、徳島県、香川県	○原子力災害により、県外のみならず、県内においても避難者に対する偏見が生じたため、より一層人権意識の向上を図っていく必要がある。講演等謝金支払基準は一般的な基準額を下回っており、招へい先を予定している講師に謝金不足を理由として断られた事例や、チラシ等の作成数に係る基準が低く十分な周知ができないこと、さらに査定で啓発物の単価及び作成数が制限されるなど、基準等による制限が効果的な事業実施への支障となっている。 ○現在、人権の花運動、小学生ユニバーサルデザイン「やさしさ」真コケール、ユニバーサルデザイン推進セミナー、ユニバーサルデザインワークショップを開催している。特にユニバーサルデザイン推進セミナーでは、年齢や性別、国籍、能力などに関わらず、はじめてからすべての人が利用しやすいまち施設、もの、環境、サービスなどをつくり出すユニバーサルデザインの考え方を広く市民に理解してもらうため、毎年講演を行っているが、講師選定の際、講演会謝金上限の万円となっていることから、市民が講演を希望するような著名人を選定することが困難となっている。 ○現在の基準では、イベントの周知と啓発効果を高めるためのチラシが必要枚数確保できない。本県の人権フェスティバルの場合、チラシがあることから、見直しに際しては相当でない。 ○現在の基準では、イベントの周知と啓発効果を高めるためのチラシは、会場アンケートで「このイベントを知った理由」で最も多くの方が回答する告知効果が高い媒体であると共に、人権への関心が高くない方に対してイベントの存在を周知し、人権について考えってもらうきっかけとなる重要なツールとなっている。本県の人権フェスティバル会場予定者は1000人であり、委託費で印刷できるのは7000枚となる。平成29年度の場合、開催地で全戸配布する他、県内各市町村にも送付し、公衆館や隣保館、病院などに設置するため、こちらは3万4千枚必要となり、県費で約20万円を追加し確保している状況である。 ○食糧費が認められていないため、講師昼食代が主催関係者個人からの負担で補っている状況である。	本省においては、全国において一定水準の啓発活動が行われることを担保しつつ、地方公共団体が地域の実情に応じた啓発活動を実施することが可能となるよう、平成26年の人権啓発活動地方委託要綱の改正後も、法務局・地方公共団体等で構成している人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて地方公共団体等の意見を聴取し、各種規程や制度の運用を見直してきた。 提案のうち、講演会等の謝金支払基準については、平成21年7月1日各府省等申合せ「謝金・諸手当業務の抜本的効率化について」により定められた「謝金の標準支払基準」に準拠したものであるところ、地方委託事業も同様の「謝金の標準支払基準」に規定されている。また、講師結果について連絡を受けた民間はない。今後、ネットワーク協議会が、委託要綱に係る意見提出する場であることを明確化していただきたい。 「政府全体としての支払基準の整合性を確保する」という本申合せの趣旨に沿った形で行われるべき」に関し、複数の府庁においては本基準を参考にしつつも、地域での実情に即した事業執行に支障がないよう、基準設定に関し、受託団体の「既存の内規」等に基づき、支払うことを可能とされている以上当然だと考える。 加えて、「限られた財源の中で、著名人等に講師を依頼する場合の謝金上限の引上げ及び講演会等の開催通知資料の作成数上限の引き上げを行うことは、このような啓発事業の多様性を損なうおそれがあることから、また、様々な媒体を活用した人権啓発活動を実施することが望ましいところ、限られた財源の中で、著名人等に講師を依頼する場合の謝金上限の引上げ及び講演会等の開催通知資料の作成数上限の引上げを行うことは、このような啓発事業の多様性を損なうおそれがあることから、見直しに際しては相当でない」。 なお、講演会等の講師のタクシー代については、国家公務員等の旅費に関する法律や地方公共団体における旅費の支給規程に準じて、身体に障害があつて配慮が必要である場合など、合理的な理由の下で委託費から支出することは差し支えない。 おつて、講師の昼食代については、講師としての役務提供によって発生するものではないことから、講師個人が負担すべきものとする。	「人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて地方公共団体等の意見を聴取し、各種規程や制度の運用を見直してきた」に関し、ネットワーク協議会はその構成員も出席されていることもあり、当県では委託要綱に関する意見を提出する機会と認識しております。また、検討結果について連絡を受けた民間はない。今後、ネットワーク協議会が、委託要綱に係る意見提出する場であることを明確化していただきたい。 「政府全体としての支払基準の整合性を確保する」という本申合せの趣旨に沿った形で行われるべき」に関し、複数の府庁においては本基準を参考にしつつも、地域での実情に即した事業執行に支障がないよう、基準設定に関し、受託団体の「既存の内規」等に基づき、支払うことを可能とされている以上当然だと考える。 加えて、「限られた財源の中で、著名人等に講師を依頼する場合の謝金上限の引上げ及び講演会等の開催通知資料の作成数上限の引き上げを行うことは、このような啓発事業の多様性を損なうおそれがあることから、また、様々な媒体を活用した人権啓発活動を実施することが望ましいところ、限られた財源の中で、著名人等に講師を依頼する場合の謝金上限の引上げ及び講演会等の開催通知資料の作成数上限の引上げを行うことは、このような啓発事業の多様性を損なうおそれがあることから、見直しに際しては相当でない」。 なお、講演会等の講師のタクシー代については、国家公務員等の旅費に関する法律や地方公共団体における旅費の支給規程に準じて、身体に障害があつて配慮が必要である場合など、合理的な理由の下で委託費から支出することは差し支えない。 おつて、講師の昼食代については、講師としての役務提供によって発生するものではないことから、講師個人が負担すべきものとする。		

法務省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【蓮田市】 地方団体では、現在事務に支障がでているので、検討中の計画等の動向とは関係なく、求める措置を実施すべきである。また、法務局の支局、出張所の統廃合により支障がでていることを鑑みれば早急に対応すべきである。なお、地方団体の実情を考慮した回答をすべきである。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		いただいた御提案に関し、一定の法令上の根拠に基づき官庁又は公署から登記情報(CSVデータ)の提供の依頼があった場合については、現況、官庁又は公署に対して当該登記情報をUSBメモリで提供しているところ、官庁又は公署が運送用の運搬サービスにアクセスすることで当該登記情報をオンラインで取得することができるよう、システムの構築を行っており、平成32年度からの運用を目指している。これにより、一定の法令上の根拠に基づく登記情報の提供の依頼について、管轄登記所に赴くことなく、オンラインでこれ取得することができることとなる。 また、別途、行政手続において登記事項証明書の添付省略を可能とすることを内容とするデジタルファースト法案及び当該法案の実現に必要な行政機関間の登記事項証明書形式での情報連携のシステム整備について検討中であり、添付省略が可能なものとして不動産登記の情報を対象とすかどうか、情報連携の相手方として地方自治体まで対象とすかどうか、公用請求も含むかどうかも含めて検討されているところである。 登記情報提供サービスで公用請求を認めて手数料を免除することを実現するに当たっては、現行の窓口又は郵送での登記事項証明書の公用請求と同様に、国又は地方公共団体の職員が職務上請求するものであることを確認することが必要となること、コンピューターによって自動的に処理が行われる登記情報提供サービスにおいては、そのような取扱いをする余地がない。なお、仮に費用をかけてシステムの改修を行うこととした場合、提供サービスの他の利用者に対し公用請求分の負担を負わせることとなってしまうところ、上記の仕組みが実現されることにより、御提案については措置され、登記情報提供サービスでの対応を求めるニーズが変化し得ることから、これらの仕組みの実現後に、登記情報提供サービスでの対応の可否要否を含めて検討していくこととしている。	6【法務省】 (1)不動産登記法(平16法123) 電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。	通知等	令和元年度	電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、令和2年1月から運用を開始した(令和2年1月10日付付法務省民二第5号で各法務局に通知済み。)	
		【全国知事会】 人権啓発活動地方委託事業については、平成25年度に全国知事会から自由度の高い交付金とすべきと指摘しているが、交付金化はなされていない。 地方が自主的に判断して事業実施できるよう、地方に必要な財源措置を前提とした自由度の高い交付金とすべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		人権啓発活動ネットワーク協議会は、地域における関係機関が連携協力し、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした横断的なネットワークであるところ、同協議会の会議の場に限らず、同協議会の構成員間で、より効果的・効率的な啓発活動を企画・検討する中で、委託要綱等の見直し必要についても意見交換していただきたいと考えており、それが認識の共有にもつながると考えている。 法務局・地方法務局を通じていただいた意見については様々な観点から検討しており、講演会等の開催通知資料の作成数上限について、今回の提案や同協議会を通じて寄せられた意見を受けて検討し、見直しを行ったところである。 一方で、謝金の標準支払基準については、法務省の人権擁護機関が各地域で講演会等を実施する場合においても本基準に基づいて謝金の支払いを行っており、地方委託事業についてはのみ、これと異なる独自の基準を設ける合理的な理由はなく、見直しは困難と考えている。 また、個別の事情に基づいた合理的な運用という観点からも、旅費の取扱い等の細目までを要綱で定めることは適当でないと考えているところ。特定の経費についての委託費からの支出の可否等については、当省において問合せの多い事例を把握し、情報共有を行っていくためにも、随時法務局・地方法務局にお問合せいただきたい。 なお、講師のタクシー代について、公共の交通機関がなく徒歩による移動が困難な距離である等の場合で、合理的な理由があるものと認められる場合には、委託費から支出して差し支えない。また、講師の昼食代については、国家公務員等の旅費に関する法律や地方公共団体における旅費規程に従い日当を支給する場合、これをもって賄うことができるものと考えらる。	6【法務省】 (2)人権啓発活動地方委託事業 人権啓発活動地方委託事業については、2019年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上限数を超える開催通知資料の作成を認めることとし、その旨を都道府県及び市町村に2018年度中に周知する。	口頭説明	2018年度	2019年度事業の実施計画に関する法務局によるヒアリング等を通じて、都道府県及び市町村に対して、2019年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、講演会等開催通知資料の作成上限を緩和することとした旨を周知した。	